

秋を訪ねて

爽やかな秋の日に秦野を散策してみませんか。
市の刊行物「ふるさと秦野景観100選」から、市民の皆さまに親しまれている景観の一部をご紹介します。
刻々と進む秋の色づきをぜひご自身の目でお確かめください。



震生湖(南地区)



葛葉峡谷(東地区)



四十八瀬川沿いに広がる水田(上地区)



住宅地にある親水遊歩道(大根地区)



西端の里山(西地区)



ソバの里(北地区)

みどりに恵まれた秦野では、季節ごとに表情を変えて様々な景観が広がっています。秋の変化は緑が色を変え、美しい姿を見せてくれます。

※いずれの写真も「ふるさと秦野景観100選」に簡単な地図とともに収録されています。散策のお伴にご活用ください。

「ふるさと秦野景観100選」1500円

市内一部書店や市役所前ファミリーマートなどで販売中です。

屋外広告物の許可申請

許可期間を延長できる場合があります

秦野市屋外広告物条例では、景観に配慮した屋外広告物の設置を推進しています。

屋外広告物の許可期間は通常「3年以内」ですが、同一の事業者が設置した同一の事業敷地内すべての広告物が色彩基準に適合している場合、継続許可は「6年を超えない範囲で延長」されます。

※自己用広告物に限定します(その土地や建物に関係のない内容の広告物は対象となりません)。

※同一の事業者が複数の広告物を表示又は設置しているときは、それらのすべてが色彩基準に適合していることが必要です。

色彩基準については、市ホームページ(「秦野市屋外広告物」で検索)もしくは直接まちづくり推進課へお問い合わせください。

※適切に管理されているものに限ります。当初の許可期間内の管理状況から判断し、錆び、汚れ、退色などで良好な景観を阻害するおそれのあるものは対象となりません。

継続の許可のときに当てはまれば、許可の期間が6年以内に延長。手続きの手間や申請手数料の軽減につながります。

新規の許可は通常と同じ3年以内



第4期メンバー募集します 景観まちづくり市民会議委員募集

「秦野市の景観をもっとよくしたい」、そんな気持ちを持った市民の応募をお待ちしています。

「景観まちづくり市民会議」は、秦野市景観まちづくり条例に基づき設置されている団体で、行政と連携して「景観まちづくり」(景観の視点に立ったまちづくり)へ市民の皆さまをリードしていく存在です。今年は第4期のメンバーを募集します。



(上)市内の景観を見て歩く委員たち
(左)市民の皆さまに花づくりを通じて景観に目を向けていただくモデル(お手本)花壇

募集期間 平成24年10月15日(月)～11月30日(金)

任期 平成25年1月から2年間(3期まで継続可)

活動内容 全体会議への出席等

景観まちづくりの普及啓発

「市民の日」の景観まちづくりコーナーで現在のメンバーがこれまでの活動内容を紹介します。

応募資格 秦野市民の方

応募方法 「応募用紙」(市ホームページの「まち・環境」内「景観」のページ、「市民の日」の景観まちづくりコーナー又は市役所西庁舎2階まちづくり推進課窓口で入手できます)に必要事項を書き、11月30日(金)までにまちづくり推進課まで郵送、ファクス(82)7410、Eメールmatidukuri@city.hadano.kanagawa.jpにて提出。後日面談を行います。

その他 活動に際しての報酬は支給されません。

市民会議主催

市内街並み見て歩き 参加者募集中

第8回 南地区の自然と文化を訪ねて

平成24年11月25日(日) 9時～12時

南公民館集合～南地区～南公民館解散

参加費無料、小雨決行、先着20名。

申込みは景観まちづくり市民会議事務局

(まちづくり推進課) ☎(82)9643まで。



市民会議主催

絵画展「わたしの好きな秦野の風景」展 作品募集中



秦野の風景を描いた絵を募集します。

市内在住又は在学の小学生の皆さん、好きな秦野の風景はどこですか。描いて教えてください。

募集要項・応募用紙は市役所西庁舎2階まちづくり推進課窓口、市内各小学校、景観まちづくり市民会議ホームページ(「景観まちづくり市民会議」で検索)で入手できます。締切は11月15日です。